

岩手県情報公開審査会運営要領

岩手県公文書公開審査会運営要領（平成6年10月13日審査会決定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第36条の規定により岩手県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査の原則）

第2条 条例第23条第1項の規定による調査審議は、条例第28条の規定に基づき求めた開示決定等に係る行政文書をもとに行うものとする。

（審査請求人への通知）

第3条 審査会は、条例第19条第1項の規定により実施機関から諮問を受けたときは、審査請求人に次の事項を通知するものとする。

- (1) 諮問事案として受け付けたこと。
- (2) 反論書とは別に審査請求の対象となった処分又は不作為について意見がある場合は、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を審査会が定める期日までに提出できること。
- (3) 審査会は、意見書が提出された場合は、当該意見書の写しを諮問した実施機関に送付すること。

（意見の陳述者の数）

第4条 条例第29条の規定により審査会の会議に出席して意見の陳述を行う者の数は、5人以内（審査請求人又は参加人の補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

（会議録の作成）

第5条 審査会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員その他関係者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名する。

（会長の専決事項）

第6条 会長の専決できる事項は、別表に掲げるとおりとする。

（補足）

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成11年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 6 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

会長の専決事項

- 1 条例第 28 条第 1 項の規定による開示決定等に係る行政文書の提示要求に関すること。
- 2 条例第 28 条第 3 項の規定による資料の作成、提出要求に関すること。
- 3 条例第 28 条第 4 項の規定による意見書又は資料の提出要求、陳述又は鑑定の要求その他必要な調査に関すること。
- 4 第 3 条の規定による通知に関すること。
- 5 条例第 29 条第 1 項の規定による意見陳述の機会の付与に関すること。
- 6 条例第 29 条第 2 項の規定による補佐人とともに出頭することの許可に関すること。
- 7 第 4 条ただし書の規定による意見の陳述を行う者の数の承認に関すること。
- 8 条例第 30 条ただし書の規定による期間の決定に関すること。
- 9 条例第 32 条第 1 項の規定による意見書又は資料の送付に関すること。
- 10 条例第 32 条第 2 項の規定による意見書又は資料の閲覧の承認に関すること。
- 11 条例第 32 条第 3 項の規定による意見聴取に関すること。
- 12 条例第 32 条第 4 項の規定による日時及び場所の指定に関すること。
- 13 条例第 34 条の規定による答申書の送付及び答申の内容の公表に関すること。